

## 広島県緑の少年団育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は広島県緑の少年団連盟（以下「連盟」という。）に入会している緑の少年団（以下「少年団」という。）の装備事業及び活動事業に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関して定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象とする装備事業及び活動事業の品名及び種別は別表1のとおりとする。

### (補助の額)

第3条 補助する額は、既に結成し連盟に入会している少年団に対しては装備及び活動に要する経費についての予算の範囲内において別表2の補助金交付基準により交付するものとする。

2 新規に結成し連盟に入会した少年団に対しては、結成した年度に限り装備及び活動に要する経費について予算の範囲内において別表2の補助金交付基準により交付するものとする。

### (補助申請)

第4条 前条第1項に基づく補助金の交付を希望する少年団は別紙様式1号の補助金交付申請書を毎年5月末日までに広島県緑の少年団連盟会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。

2 前条第2項に基づく補助金の交付を希望する少年団は別紙様式1号の補助金交付申請書を当該年度の7月末日までに会長へ提出するものとする。

### (補助の交付決定)

第5条 会長は申請書を受理したときは、内容を審査して補助金の交付を決定し別紙様式2号により通知するものとする。

### (補助金の交付及び概算払)

第6条 補助金は原則として事業実績報告書を受理した後に支払するものとする。

ただし、止む得ない事由により概算払を必要とするときは別紙様式3号による概算払請求書を会長に提出するものとする。

なお、概算払の額は交付決定通知額の80%以内とする。

(事業実績報告書)

第7条 少年団は事業が完了したときは、速やかに別紙様式4号の事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は平成7年8月1日から施行する。
- 2 平成7年度については、既に社団法人広島県みどり推進機構に申請しているものを連盟に申請したものととして取扱う。
- 3 別表2の補助金交付基準の改正は平成9年4月1日から施行する。
- 4 別表2の補助金交付基準の改正は平成11年4月1日から施行する。
- 5 別表2の補助金交付基準の改正は平成30年5月1日から施行する。

(別表1)

区 分	品 名・種 別	摘 要
装 備 事 業	団旗・制服・制帽・地図入れ・トランシーバー・携帯マイク・磁石・双眼鏡・テント・腰ナタ・エアマット・布バケツ・移植ゴテ・炊飯セット・携帯用スコップ・植物図鑑等	
活 動 事 業	交通費・県交流集会参加経費・会場借上代・消耗品代・燃料代等	

(別表2)

- 1 補助金交付要綱第3条に規定する補助の額についての補助金交付基準は次のとおりとする。

補 助 金 交 付 基 準

- 1 連盟の一少年団当たりの平均補助額は概ね70,000円とするが、一少年団に対して交付する額は、次によって算出した合計額とする。

- ・平等割 平均補助額×40%の額
- ・人数割  $\frac{\text{平均補助額} \times 60\% \text{の額} \times \text{団数}}{\text{連盟全体の団員数}} \times \text{団員数}$

- 2 新規に結成し、連盟に入会した少年団に対しては、結成した年度に限り装備及び活動に要する経費について200,000円に70,000円を加えた額を交付するものとする。

ただし、毎年度7月末までに結成し、申請のあった少年団以外は翌年度の補助対象とする。

## 緑の少年団育成事業 補助対象経費の留意事項

広島県緑の少年団育成事業の実施に係る補助対象となる経費は、つぎのとおりです。

### 補助対象経費の留意事項

区 分		摘 要
装 備 事 業	器具の購入	①結成初年度の備品（器具・道具類等）の購入は、緑の少年団活動に必要なものに限りします。
	機械・器具の購入	①チェーンソー・刈払機は、対象外とします。 ②その他の機械器具についても、①より高価なものは対象外とし、上限を20,000円とします。
活 動 事 業	会場借上費	①会場借上げ料は、必要最小限とします。
	交通費	①バス等の借上げについては、参加人員に見合ったものを計画して下さい。 ②出張旅費は、認められません。
	機械・器具の借上げ	①チェーンソー・刈払機等については、1日1台当たりの上限を燃料等を含めて3,000円とします。 ②チップパー等の借上げ額が高額なものについては、上限を20,000円とします。
	苗木	①高価な樹木については、1本当たり10,000円を上限とします。
	謝金等	①講師謝金の対象は、外部講師に限りします。 ②謝金については、1日1人当たり10,000円を上限とします。 ③講師の旅費・宿泊費については、実費とします。
	飲食費	①飲物は必要最小限、弁当やおやつは対象外とします。

※1 補助対象外の経費について、自費又は他の補助金等で実施（購入）することは差し支えありません。

※2 不明な点は、広島県緑の少年団連盟事務局の公益社団法人広島県みどり推進機構に問い合わせて下さい。(TEL082-513-4840)

### 【参考】

区 分	品 名 及 び 種 別	摘 要
装 備 事 業	団旗, 制服, 制帽, 地図入れ, トランシーバー, 携帯マイク, 磁石, 双眼鏡, テント, 腰ナタ, エアマット, 布バケツ, 移植ゴテ, 炊飯セット, 携帯用スコップ, 植物図鑑 等	
活 動 事 業	交通費, 県交流集会参加費, 会場借上費, 消耗品費, 燃料費 等	講師以外の旅費・宿泊費は助成の対象外です。